

## 愛知県公立大学法人特任教授就業規則

### (目的)

第1条 この規則は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する特任教授の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、「特任教授」とは、愛知県立大学の研究所等において学長が認めたプロジェクト研究の推進並びに愛知県立大学の大学院及び学部を教育を担当する専任の教授の職にあるものをいう。

### (労働契約の締結)

第3条 理事長は、特任教授を採用する場合には、当該特任教授との間において労働契約を締結するものとする。

### (労働条件の明示)

第4条 理事長は、前条の規定による労働契約締結の際に、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書により明示するものとする。

- (1) 任期に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

### (年齢制限及び任期)

第5条 特任教授は、雇用日前日において年齢が満65歳に達していない者について3年の任期を定めて雇用し、任期満了の際、再任することができる。

2 前項の規定による再任は、3年の任期とする。

3 前2項に定めるもののほか、再任に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人教員等人事手続規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第15号）の定めるところによる。

### (退職)

第6条 特任教授は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、特任教授としての身分を失う。

- (1) 特任教授が退職を願い出て、理事長が承認した場合
- (2) 任期が満了した場合（再任した場合を除く。）。ただし、任期中に満65歳に達したときは、満65歳に達した以後における最初の3月31日が到来した場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た特任教授が就業規則第47条第1項各号のいずれかに該当し、同条の規定により懲戒処分の手続きを行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

### (退職手当)

第7条 特任教授が退職し、又は解雇された場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その全額を現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、法令に定めがあるものは、これを退職手当から控除して支払うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むものとする。
- 4 第1項の規定による退職手当は、特任教授が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 第1項の規定による退職手当の額は、次条から第11条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第8条 退職手当の基本額は、次条から第11条までの規定に該当する場合を除くほか、当該退職又は解雇の日におけるその者の給料及び給料の調整額の月額合計額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 2年以下の期間については、1年につき100分の60
- (2) 3年の期間については2.7
- (3) 4年及び5年の期間については、1年につき100分の60に2.7を加算
- (4) 6年の期間については5.4
- (5) 7年及び8年の期間については、1年につき100分の60に5.4を加算
- (6) 9年の期間については8.1
- (7) 10年の期間については、8.7
- (8) 11年の期間については、9.58
- (9) 12年の期間については、11.23
- (10) 13年及び14年の期間については、1年につき100分の88に11.23を加算
- (11) 15年の期間については、14.64
- (12) 16年及び17年の期間については、1年につき100分の144に14.64を加算
- (13) 18年の期間については、19.17
- (14) 19年の期間については、20.61
- (15) 20年の期間については、22.21
- (16) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200に22.21を加算
- (17) 26年の期間については、33.81
- (18) 27年の期間については、35.61
- (19) 28年及び29年の期間については、1年につき100分の160に35.61を加算
- (20) 30年の期間については、40.61
- (21) 31年及び32年の期間については、1年につき100分の120に40.61を加算
- (22) 33年の期間については、44.81
- (23) 34年の期間については、46.01
- (24) 35年以上の期間については、47.21

第9条 次条又は第11条に該当する場合を除くほか、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第10条 11年以上25年未満の期間勤務した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による傷病又は死亡の場合の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第11条 業務上の傷病又は死亡の場合の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第12条 退職し、又は解雇された者の在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第7条第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に、現に退職し又は解雇された理由と同一の理由により退職し又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

第13条 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の勤続期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 78,750円
- (2) 第2号区分 70,400円
- (3) 第3号区分 65,000円
- (4) 第4号区分 59,550円
- (5) 第5号区分 54,150円
- (6) 第6号区分 43,350円

(7) 第7号区分 32,500円

(8) 第8号区分 27,100円

(9) 第9号及び第10号区分 0円

2 前項各号に掲げる教職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、退職し、又は解雇された者でその勤続期間が4年以下のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上のものの調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

第14条 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第15条 第7条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、特任教授の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で特任教授の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、特任教授の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

第16条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 特任教授を故意に死亡させた者

(2) 特任教授の死亡前に、当該特任教授の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第17条 特任教授が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

(1) 勤続6月未満で就業規則第24条の規定により退職した場合（傷病を有する者の場合を除く。）

(2) 勤続6月未満で就業規則第28条第1項第1号から第3号までの規定により解雇された場合

(3) 就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された場合

(4) 就業規則第48条第4号の規定により懲戒解雇された場合

2 退職手当のうち、第13条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第8条及び第12条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職し、又は解雇された者（前項各号に掲げる者を除く。）で理事長が定めるもの

3 特任教授が退職し、又は解雇された場合において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び特任教授となったときは、その退職又は解雇については、退職手当を支給しない。

第18条 特任教授が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第4

項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

第19条 理事長は、退職、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から事情聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思科するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、法人の運営に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職又は解雇の日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したとみなされた場合は、この限りでない。

第20条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は理事長が定める。

第21条 特任教授が引き続き地方公共団体等に使用される者となった場合において、その者の特任教授としての勤続期間が当該地方公共団体等に使用される者に対する退職手当に関する規定又は支給に関する基準により当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

第22条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(研修)

第23条 特任教授は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 特任教授には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

3 特任教授は、授業に支障がない限り理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 理事長は、特任教授の研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(就業規則の準用)

第24条 特任教授に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる就業規則の規定の例による。

(1) 規則の遵守 第5条

(2) 採用 第6条及び第7条

(3) 勤務評定 第13条

(4) 昇任及び降任 第14条及び第15条

(5) 配置及び異動 第16条から第18条まで

(6) 自己都合退職 第24条

(7) 解雇 第28条

(8) 解雇制限 第29条

(9) 解雇予告 第30条

(10) 退職者の責務 第31条

(11) 退職証明書 第32条

(12) 給与 第33条

(13) 誠実義務 第34条

(14) 職務専念義務 第35条

(15) 服務心得 第36条

(16) 信用失墜行為の禁止 第37条

(17) 守秘義務 第38条

(18) 敷地又は施設内の遵守事項 第39条

(19) 兼業及び兼職 第40条

(20) ハラスメントの防止 第41条

(21) 職務に係る倫理 第42条

(22) 勤務時間、休日、休暇等 第43条

(23) 表彰 第46条

(24) 懲戒 第47条から第49条まで

(25) 損害賠償 第50条

(26) 安全衛生 第51条から第55条まで

(27) 出張 第56条及び第57条

(28) 公舎等の利用 第58条

(29) 業務上及び通勤途上の災害 第59条及び第60条

(30) 職務発明等 第62条

(法令との関係)

第25条 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)

その他関係法令の定めるところによる。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

〔沿革〕平成30年3月26日規則第5号改正

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、退職手当の基本額は第8条から第12条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則（平成21年3月27日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する
- 2 改正後の特任教授就業規則附則第2項の規定の運用については、「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年4月1日規則第7号）

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在職する教職員が同年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職した場合におけるその者に対する退職手当の基本額については、第8条中「給料月額」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「給料月額に98.992分の100を乗じて得た額」と、同年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「給料月額に99.244分の100を乗じて得た額」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「給料月額に99.496分の100を乗じて得た額」とする。

附 則（平成30年3月26日規則第5号）

この規程は平成30年3月26日から施行する。